

営 業 所 新 設 許 可 証

住 所  
氏名又は名称

令和 年 月 日付で申請のあった営業所の新設については、  
通関業法第 8 条の規定に基づき下記のとおり許可します。

記

- 1 新設を許可する営業所の名称又は所在地
- 2 条件

令和 年 月 日

税 関 長 ⑩

- (注)(1) 法第 3 4 条第 1 項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付すことがあります。
- (2) この許可証に付された条件の変更を求める場合は、許可条件変更申請書（税関様式 B 第 1010 号）2 通を当該許可を受けた税関長に提出しなければなりません。